

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第十七条関係）		別表（第十七条関係）	
一五	（一）～（五） （五の二）水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（三）に掲げるものを除く。） （六）（略）	一五	（一）～（五） （新設） （略）
〓 一四 一二	（略）	〓 一四 一二	（略）
二	（一）輸出貿易管理令別表第一の一の項（一）から（四の二）までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一五）の項の中欄に掲げるものを除く。） （三） （四）（略）	二	（一）輸出貿易管理令別表第一の一の項（一）から（四）までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一五）の項の中欄に掲げるものを除く。） （三） （四）（略）
〓 〇 一	（略）	〓 〇 一	（略）
	技術		技術
	地域		地域
	（略）		（略）
	全地域		全地域

一六

(略)

(略)

一六

(略)

(略)

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）		一	二	二 三 の 三	四
貨物	（略）	（一）～（六） （七）ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（三十一）に掲げるものを除く。） （八）～（五十） （略）	（略）	（略）	（一）～（十五） （十六）ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置若しくはこれらの部分品 1 加速度計 2 ジャイロスコープ
地域	（略）	（略）	（略）	（略）	全地域

別表第一（第一条、第四条関係）		一	二	二 三 の 三	四
貨物	（略）	（一）～（六） （七）ウランの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（三十一）に掲げるものを除く。） （八）～（五十） （略）	（略）	（略）	（一）～（十五） （十六）ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置若しくはこれらの部分品 1 加速度計 2 ジャイロスコープ
地域	（略）	（略）	（略）	（略）	全地域

	五	七
<p>3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置</p> <p>4 航法装置</p> <p>5 磁気方位センサー</p> <p>(十七)・(十八) (略)</p> <p>(十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) (二十六) (略)</p>	<p>(一) (十五) (略)</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン</p> <p>(十七) (十九) (略)</p>	<p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル</p> <p>(七)・(八) (略)</p> <p>(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタリモジュール</p>
全地域	(略)	全地域

	五	七
<p>3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置</p> <p>4 航法装置</p> <p>(新設)</p> <p>(十七)・(十八) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(十九) (二十六) (略)</p>	<p>(一) (十五) (略)</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンエーテルケトン、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン</p> <p>(十七) (十九) (略)</p>	<p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) 単二形電池の体積を超える体積を有する一次電池、二次電池又は太陽電池</p> <p>(七)・(八) (略)</p> <p>(新設)</p>
全地域	(略)	全地域

	八	九	一〇
<p>(九) ～ (二十一) (略)</p> <p>(二十二) 炭化けい素ウエハー</p>	<p>(略)</p>	<p>(一) ～ (五の二) (略)</p> <p>(五の三) 通信妨害装置又はその部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</p> <p>(六) (一) から (三) まで若しくは (五) から (五の四) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) ～ (十一) (略)</p>	<p>(一) ～ (七の二) (略)</p> <p>(八) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(九) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校</p>
	(略)	全地域	全地域

	八	九	一〇
<p>(九) ～ (二十一) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(一) ～ (五の二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(六) (一) から (三) まで、(五) 若しくは (五の二) に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) ～ (十二) (略)</p>	<p>(一) ～ (七の二) (略)</p> <p>(八) ガスレーザー発振器、半導体レーザー発振器、固体レーザー発振器若しくは液体レーザー発振器(色素レーザー発振器を含む。)又はこれらの部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(九) 磁力計若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの校</p>
	(略)	全地域	全地域

二	(十) 正装置又はこれらの部分品 ↳ (十四) (略)	
一四	(一) 〃 (四) (略) (四) (二) 水中ソナー航法装置又はその部分品 (一〇及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (五) (一) から (四) (二) までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置	全地域
一三	(一) 〃 (三) (略) (四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置 (五) (一) から (四) まで若しくは一五の項 (十) に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	全地域
一六	(略)	(略)

別表第三の二(第四条関係)

別表第一の五の項 (十四) 若しくは (十八)、七の項 (十五) 若しくは (十六)、八の項の中欄、九の項 (一) 若しくは (六) 〃 (一〇) の項 (一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)

二	(十) 部分品 ↳ (十四) (略)	
一四	(一) 〃 (四) (略) (新設) (五) (一) から (四) までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置	全地域
一三	(一) 〃 (三) (略) (四) 無人航空機 (五) (一) から (三) まで若しくは一五の項 (十) に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	全地域
一六	(略)	(略)

別表第三の二(第四条関係)

別表第一の五の項 (十四) 若しくは (十八)、七の項 (十五) 若しくは (十六)、八の項の中欄、九の項 (一)、(六) から (八) まで、(十) 若しくは (十一)、一〇の項 (一)、(二)

（若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）若しくは一三の項（五）に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

）、（四）、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）若しくは一三の項（五）に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物